

(別表1)

事業継続力強化支援計画

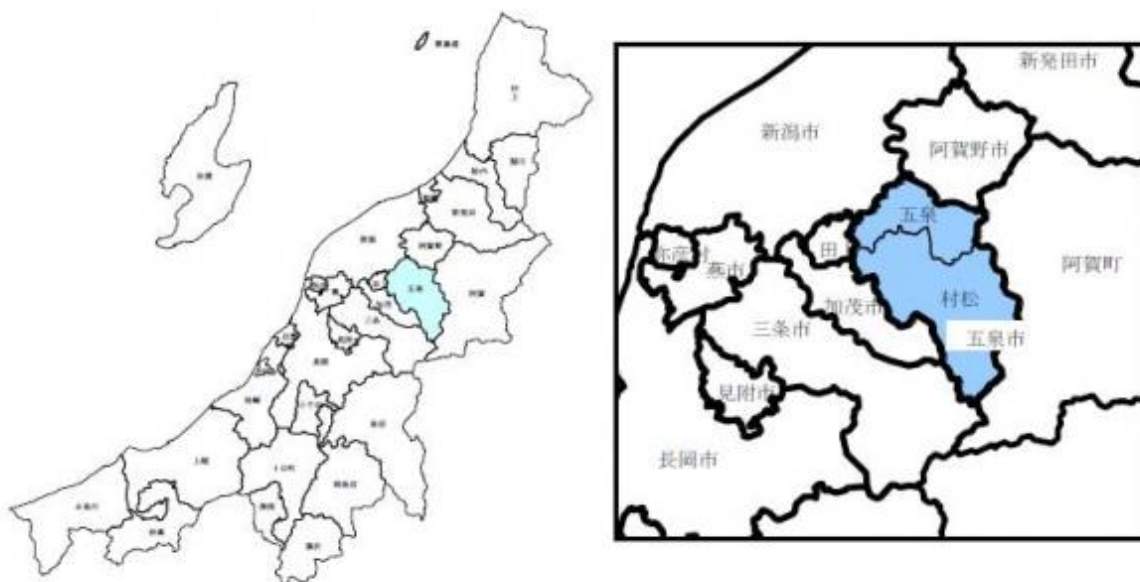
事業継続力強化支援事業の目標

< 1. 現状 >

(1) 五泉市および五泉商工会議所の概要

五泉市は、新潟県のほぼ中央、県都新潟市の南東に位置する面積 351.9 平方kmを擁する市で、平成 18 年 1 月 1 日、隣り合う 2 つの市町（旧五泉市と旧村松町）が合併し新五泉市として誕生した。五泉商工会議所が位置する旧五泉市は、阿賀野川と早出川が形成する扇状地に発展し、三方を山岳におおわれ北部に開けたその一帯は越後平野の一面をなす平坦部で、県都新潟市まで約 25 km に位置している。良質で豊富な水源に恵まれ、古くから絹織物の産地として知られ、戦後めざましい発展をみたニット産業は、全国トップの産地として当市の基幹産業となっている。

◆五泉市



上図：新潟県「五泉市の合併経過」より抜粋

また、古くから降雨の時には洪水の被害が発生し、戦後になっても早出川上流部では降雨が続くと急激に出水が発生し、堤防が決壊するなど甚大な水害を発生させていた。そういった状況を踏まえ、五泉市および周辺市町村による要望があり、県からの協力で昭和 54 年に早出川ダムが建設され、治水はもとより、安定した水供給を実現することが出来た。

1) 地域の災害リスク

五泉商工会議所が立地する赤海地区は地震ハザードステーション J-SHIS によると「ややゆれにくい」と評価あるものの液状化のリスクは「やや高い」と評価される。また周辺の活断層には月岡断層帯があり、今後 30 年で特定震度の揺れに見舞われる確率としては震度 5 強が 21%、震度 6 弱が 6.8%、震度 6 強が 1.9%となっている。また周辺の河川には早出川が 350m の距離にあり、現在に至るまで浸水実績はなかったものの、河川反乱による浸水想定は 0.5m～3.0m となっており、3.0m の浸水は建物 1 階部分が全て浸水する水量であり、平屋建ての五泉商工会議所および近隣のラポルテ五泉においては 1 階部分全てが水に埋まることが想定される。土砂災害については五泉市ハザードマップより山間にある大蔵地区、咲花地区、馬下地区の被害が想定される。

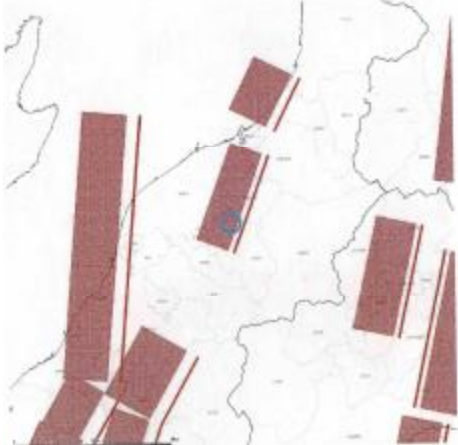
津波災害は近隣に海がないため、リスクとしては考えにくい。



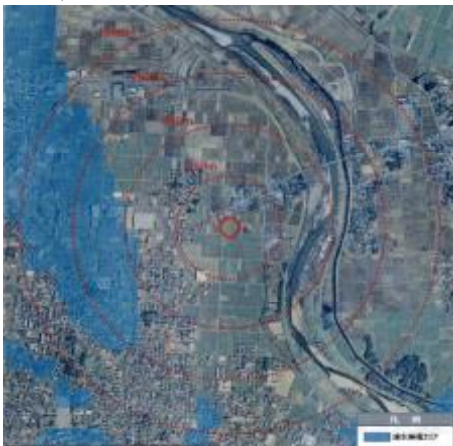
地震時のゆれやすさ
(地震ハザードステーション J-SHIS より)



地震時の液状化リスク
(地震ハザードステーション J-SHIS より)



周辺の主要活断層 (国土地理院 地理院タイ
ルおよび地震ハザードステーション J-SHIS
より)



浸水の実績 (社団法人日本河川協会全国の
浸水実績図より)



氾濫河川による浸水想定 10年～100年に
1回程度の降雨 (国土交通省 国土数値情報
浸水想定区域より)



想定される土砂災害
(五泉市ハザードマップより)

2) 感染症へのリスク

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は、相次ぐ変異株の出現により国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、五泉市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

3) 産地内サプライチェーン企業の被災

五泉市は、繊維産業を基幹産業としており、染色・ニット関連の企業が集積している。自然災害等の被災による物流の混乱や生産ラインの中断により、材料・商品の欠品や納品遅延、品質不良など産地内サプライチェーンの維持に大きな影響を与えることが懸念される。

4) 商工業の状況

- ・ 商工業者数 1,451 事業者 (平成26年経済センサス第15表より)
- ・ 小規模事業者数 1,140 事業所 (同上)

業種	商工業者数	小規模事業者数	小規模事業者数 構成比	備考 (事業所の 立地状況等)
建設業	172	165	14.5%	管内全域に広く分布
製造業	186	154	13.5%	〃
卸売業、小売業	391	263	23.1%	〃
不動産業、物品賃貸業	77	76	6.7%	〃
宿泊業、飲食サービス業	160	111	9.7%	〃
生活関連サービス業、 娯楽業	185	166	14.5%	〃
その他	280	205	18.0%	〃
合計	1,451	1,140	100.0%	

5) これまでの取組み

○当市の取組み

【防災対策】

- ・ 五泉市国土強靱化地域計画、五泉市地域防災計画の策定
- ・ 五泉市地域防災訓練の実施 ・ 五泉市ハザードマップの作成
- ・ わたしの避難計画 (マイ・タイムライン) の作成
- ・ 防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・ 災害時応援協定

- ・防災行政無線、あんしんメール、市ホームページ、緊急情報エックス（旧ツイッター）、市公式LINE、緊急速報メール（エリアメール）等による防災情報発信手段の充実

【感染症対策】

- ・県との情報共有・連携
- ・防災行政無線、あんしんメール、市ホームページ、緊急情報エックス（旧ツイッター）、市公式LINE、緊急速報メール（エリアメール）等による感染症情報の周知啓発を充実
- ・ワクチン接種等の実施

○当会議所の取組み

- ・管内事業者の被災情報の収集
- ・特別相談窓口（国等からの依頼を受けて設置）して感染症や自然災害などに対応
- ・会員事業所の復旧復興支援
- ・損害保険会社と連携した損害保険の加入
- ・危機管理マニュアルを作成し、職員の防災意識の向上
- ・緊急事態時に対応できるよう職員デスクにヘルメット、懐中電灯等を配置

< 2. 課題 >

近年では新潟県では地震や水害など多くの自然災害が発生しているが、「自分は大丈夫」という考えが根強くあり、具体的な対策を講じていない事業所が少なくない。五泉商工会議所では昨年度に危機管理マニュアルを作成したが、緊急時の具体的な体制・役割分担を職員間で十分に共有が出来ていない問題がある。その上で当地域における小規模事業者の防災・減災対策への支援における課題は次のとおりである。

（1）事業者によるBCP策定が遅れている

現状では、自然災害等による緊急時の取組みについて漠然的な記載にとどまり、協力体制についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。事業者によるBCP策定に関する支援状況は、未だセミナー、チラシ配布等による普及・啓発段階にあり、事業所独自の策定の動きやこれらを支援する五泉商工会議所の取組みも本格化していないのが実態である。また普及・啓発活動についても、五泉市、五泉商工会議所のそれぞれが取組んでおり連携による取組強化への必要性が高まっている。

（2）災害対応ノウハウおよび人材不足

事業者の防災対策が十分に進まない理由として、小規模事業者の経営資源の不足が挙げられる。事前対策の必要性は理解していても、人手不足といった問題等で日々の事業活動に手一杯であり、そのうえノウハウや経験が乏しいことから、経営計画の策定や対策にまで至らない現状である。また、五泉商工会議所としても平時・緊急時の危機管理対応を推進するノウハウ、保険や共済についても適切な助言を行える職員が不足している。

（3）感染症への対策が不十分

感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、また対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

< 3. 目標 >

（1）小規模事業者へのBCP策定支援の強化

地区内小規模事業者に対し災害等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定

支援を強化する。

(2) 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災時における連絡・情報共有を円滑に行うため、五泉市と五泉商工会議所の間における被害情報報告の共有化を行い、無駄がなく速やかに適切な行動が出来るようなシステムを構築する。また発災後速やかに復興支援策や感染症発生時に拡大防止措置等が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(3) 感染症等対策・施策の周知

地区内の小規模事業者を対象に自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

事業継続力強化支援事業の実施期間

令和7年8月1日～令和12年3月31日

事業継続力強化支援事業の内容

五泉商工会議所と五泉市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

令和6年度に作成した五泉商工会議所危機管理マニュアルと本計画との整合性を整理および確認し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

(1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- 1) 巡回経営指導時や窓口での経営相談等の機会を活用し、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政の支援策の活用等）について説明する。
- 2) 五泉商工会議所の広報誌やホームページ、市広報等において、国・県・市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 3) 小規模事業者に対し、事業者BCP（初動対応に重点を置いた即時に取り組み可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 4) 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- 5) 新型コロナウイルス感染症のような感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、ネット等を介したデマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- 6) 新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- 7) 事業者に対してマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備や空気清浄機等の設置、ITやリモートワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する
- 8) 被災した際に必要となる決算関係書類（固定資産台帳、減価償却明細書等）のバックアップ保管を推奨する。

(2) 管内事業者に対する事業者BCPの作成支援

- 1) 管内事業者の求めに対し、事業者BCP（初動対応に重点を置いた即時に取り組み可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。

- 2) 事業者BCP作成におけるインセンティブを紹介する。(補助金加点、認定ロゴマークの使用、金融優遇等)

(3) 五泉商工会議所の事業継続計画の作成

- 1) 五泉商工会議所危機管理マニュアルを作成済(別添)であるため、環境変化に応じて最新情報に随時更新する。

(4) 関係団体等との連携

- 1) 新潟県火災共済協同組合やビジネス総合保険、休業補償制度等の取扱損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。
- 2) 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- 3) 関係機関への普及啓発ポスター掲示を依頼、セミナー等の共催。

(5) フォローアップ

- 1) 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- 2) 五泉市と適宜、電話やメール等で支援情報等を共有する他、必要に応じて連絡会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

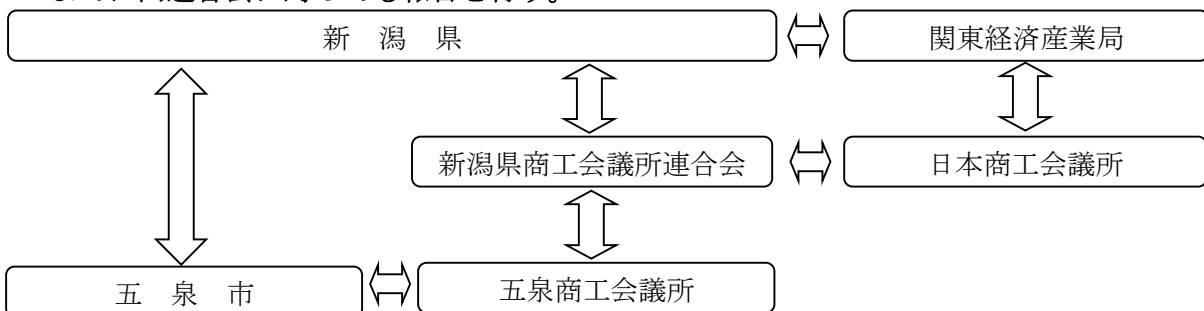
(6) 当該計画に係る訓練の実施

- 1) 自然災害等(震度6弱以上の地震)が発生したと仮定し、当市と緊密な情報共有の方法等の確認を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

< 2. リスク発災時における指揮命令系統・連絡体制 >

- (1) リスク発災時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。

- (2) 五泉市と五泉商工会議所で情報共有した上で、五泉市においては新潟県が定める期日までに新潟県へ報告する。五泉商工会議所においては新潟県商工会議所連合会が定める期日までに同連合会に対しても報告を行う。



< 3. リスク発生時の対応 >

(1) 大規模災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることはいうまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 職員の安否・出勤可否の確認（応急対策の実施可否の確認）

五泉商工会議所の職員は、発災後1時間以内に安否報告（連絡手段を複数確保）を行う。併せて、周辺の大まかな被害状況を随時報告する。

報告を受けた経営指導員は、職員の業務従事の可否、管内の大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を五泉商工会議所内で”見える化”する事とし、五泉市へ報告するとともに五泉市が把握する被害状況を共有する。

職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。

2) 管内事業所の被害状況の確認と応急対策の方針決定

相談窓口の開設方法について、五泉市と相談する（五泉商工会議所は国等からの依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。

安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。

管内事業者などの被害状況を巡回や電話およびメール等で確認する。

応急時に有効な被災事業者施策（国や新潟県、新潟市などの施策）について、管内事業者へ周知する。

感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある管内事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

被害の規模	被害の状況
大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

3) 被害情報の共有

五泉市と五泉商工会議所は、以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

4) 被害情報の報告

＜2. リスク発災時における指揮命令系統・連絡体制＞2) の連絡体制と同様でそれぞれの機関に期日までに報告を行う。

(2) 国際的に脅威となる感染症

新型コロナウイルス感染症のような感染症による脅威は、自然災害と比較した場合、広範囲かつ長期間にわたる場合が多い。新型コロナウイルス感染症後の国際的な感染症リスクに備えるために下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 職員の感染状況確認

職員の健康状況や発熱など体調を確認。五泉市でまとめた「五泉市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、交代勤務やリモートワークなどを積極的に活用し、体制維持に向けた対策を実施する。

2) 管内事業者に対するリスクの周知

発生国の経済状況や工場稼働状況等、今後、管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

3) 管内事業者の被害状況の確認

五泉市は、来庁または問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。

4) 被害情報の共有

五泉市と五泉商工会議所は、以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1月に1回共有する
国内発生早期	1月に2回共有する
国内感染期	1週間に1回共有する

5) 被害情報の報告

五泉市と五泉商工会議所は、情報を共有した上で、五泉市においては新潟県が定める期日までに新潟県に報告する。また、五泉商工会議所においては、新潟県商工会議所連合会が定める期日までに同連合会に対して報告を行う。

< 4. 被災事業者に対する支援 >

(1) 応急対策時の支援

1) 相談窓口の開設方法および広報周知等（地元マスコミや町内会組織、事業者組合等との連携を含む）について、五泉市と相談協議する。五泉商工会議所は国等の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。

2) 安全性が確認された後、管内事業者が来所しやすい場所にて相談窓口を設置する。

3) 管内事業者等の被害状況の確認を積極的に行い、情報収集に努める。

4) 応急時に有効な被災事業者施策(国、県、市の施策)を管内事業者等へ周知する。

(2) 復旧・復興支援

- 1) 国、新潟県の方針に従って、復旧復興支援の方針を決め、被災した管内事業者に対して支援を行う。(主として、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きについて説明など)
- 2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対処が困難な場合には、他地域からの応援要請を検討することとし、新潟県や新潟県商工会議所連合会等へ相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県へ報告するものとする。

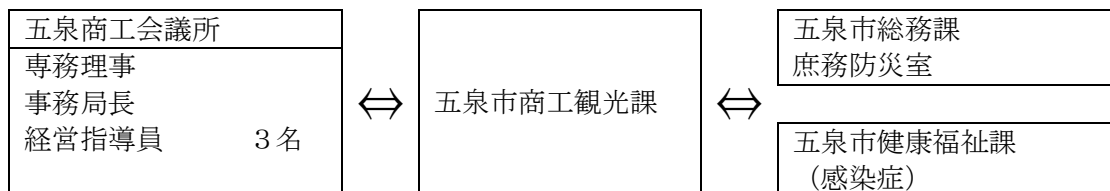
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年4月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 田島 崇史(連絡先は後述(3)の1)参照の事)
" 本間 信之 "
" 江口 裕卓 "

2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供や助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

1) 商工会議所

五泉商工会議所
〒959-1821 新潟県五泉市赤海 845-1
電話:0250-43-5551 FAX:0250-42-1151
E-Mail: g-cci@gosencei.or.jp

2) 関係市町村

五泉市役所 商工観光課
〒959-1692 新潟県五泉市太田 1094-1
電話:0250-43-3911(代表) FAX:0250-41-0006(五泉市役所4階直通)
E-Mail: syoukou@city.gosen.lg.jp

(4) 被害情報報告先

1) 新潟県産業労働部地域産業振興課

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎11階
TEL:025-280-5235 FAX:025-280-5278

2) 新潟県商工会議所連合会

〒950-8711 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル7階

TEL:025-290-4424 FAX:025-290-4421

E-Mail: kenren@niigata-cci.or.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	650	650	700	700	700
・ 専門家派遣	150	150	170	170	170
・ 協議会運営費	70	70	70	70	70
・ セミナー開催費	150	150	170	170	170
・ パンプ、チラシ作成費	180	180	180	180	180
・ 防災、感染症対策費	100	100	110	110	110

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、五泉市補助金、新潟県補助金、会費・各種手数料収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等
該当なし
該当なし
該当なし
該当なし